

議案第1号

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、家庭相談員及び母子・父子自立支援員の職の位置づけを変更するため報酬の定めを削除し、国が定めた都市農業振興基本計画に基づいて北名古屋市における地方計画を策定等する都市農業振興基本計画策定委員会委員を新たに設けるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表家庭相談員の項及び母子・父子自立支援員の項を削り、農業委員会委員候補者等選考委員会委員の項の次に次のように加える。

都市農業振興基本計画策定委員会委員	日額 6,000円
-------------------	-----------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。